

愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和6年9月1日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

本県では、ニホンジカの生息域が拡大し、農林作物や森林の下層植生への被害が増大するとともに、石鎚山系の希少で地域特異性の高い植物等への被害も懸念されている。そのため、安定的な生息水準の維持と個体群を適正に管理することを目的とした「第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画」を策定し、集中的かつ広域的な個体群管理の強化に取り組むこととしている。

県内のニホンジカの生息数について、令和4年度現在の推定頭数は27,542頭である。区域別では、県境に近い南予南部や東予東部、東予西部・中予北東部で生息密度が高い。また、鳥獣保護区などを含む奥地山間部の石鎚山系においても、シカの採食による自然植生の劣化等、生態系への影響が深刻化していることから、これら4つの区域を主とし、捕獲を進めていく。

以上の課題に取り組むべく、ニホンジカの個体群管理の一環として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。なお、ニホンジカの個体群管理を目的として年間11,000頭の捕獲目標を設定している。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名 | 実施期間 |
|----------------|--|
| 東予東部 | 令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年10月1日～令和7年2月28日(100人日程度) |
| 石鎚山系 | 令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年10月1日～令和7年1月31日(40人日程度) |
| 東予西部・ 中予北東部 | 令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年10月1日～令和7年2月28日(100人日程度) |
| 南予南部 | 令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年10月1日～令和7年2月28日(100人日程度) |

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|------------|--|---|--|
| 東予東部 | ①四国中央市 (徳島県三好地区県境付近) ②新居浜市 (旧別子山村の区域) | 隣接する石鎚山系区域への移入源になっている可能性が高い区域である。また、他県との県境も有し、比較的、生息密度が高く、自然植生への影響も顕在化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国指定自然環境保全地域 笹ヶ峰自然環境保全地域 ・県指定自然環境保全地域 赤石山系県自然環境保全地域 ・国有林 ・四国中央市、新居浜市は、区域全体において鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 |
| 石鎚山系 | ①西条市 (国指定鳥獣保護区を含む区域) | 西日本最高峰である石鎚山を含む山系であり、希少種や固有種が多く生育する区域である。 近年、特に植生被害や捕獲及び目撃情報が得られている区域である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・石鎚国定公園 ・国指定鳥獣保護区 (石鎚山系) ・森林生態系保護地域 石鎚山系森林生態系保護地域 ・西条市は、区域全体において鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 |
| 東予西部・中予北東部 | ①西条市 (旧周桑郡の区域) ②今治市 ③松山市 ④東温市 ※島嶼部を除く | 石鎚山系区域の北西部に位置し、県内では比較的生息密度が高い区域である。 石鎚山系区域とは森林域で連続性があり、当区域への流入源となり得る位置にある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・奥道後玉川県立自然公園 ・国有林 ・西条市、今治市、松山市、東温市が区域全体において鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 |
| 南予南部 | ①宇和島市 ②鬼北町 ③松野町 ※島嶼部を除く | 県南西部に位置し、県内では最も生息密度が高い区域である。鳥獣保護区等を含め、自然植生への影響も顕在化しており、農林業への被害も深刻な状況である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・足摺宇和海国立公園 ・篠山県立自然公園 ・国有林 ・宇和島市、鬼北町、松野町が区域全体において鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 |

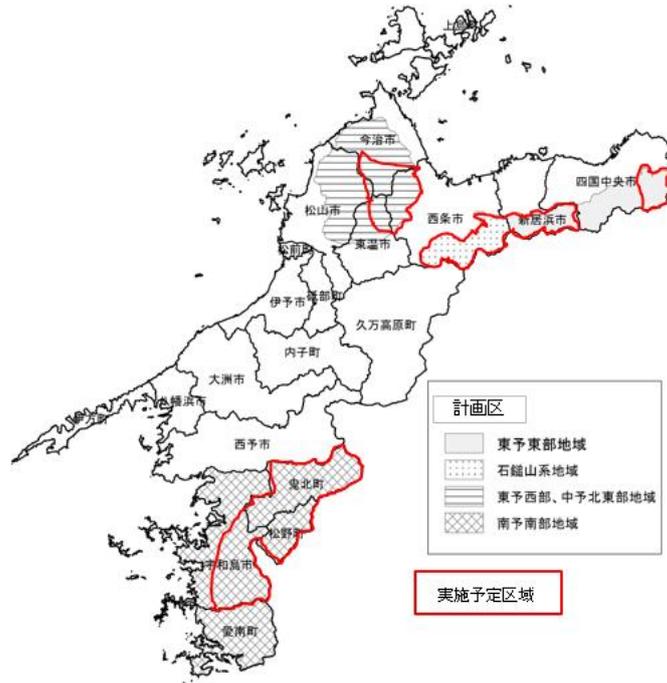


図1 実施予定区域図

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|------------|----------------|
| 東予東部 | ニホンジカ捕獲頭数 70 頭 |
| 石鎚山系 | |
| 東予西部・中予北東部 | |
| 南予南部 | |

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

| 実施区域 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|------------|--|--------------|
| 東予東部 | 銃猟、わな猟 ※銃猟では、非鉛製銃弾の使用に努める。なお、やむを得ず鉛製銃弾を使用する場合、確実に仕留められる個体のみ射撃し、捕獲個体を鳥類等に摂取されないよう鉛製銃弾を回収し、生態系に影響を与えない適切な方法で処分する。 | 捕獲日数は100人日程度 |
| 石鎚山系 | | 捕獲日数は40人日程度 |
| 東予西部・中予北東部 | | 捕獲日数100人日程度 |
| 南予南部 | | 捕獲日数100人日程度。 |

②作業手順

指定管理捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で作業を進める。

なお、委託で実施する部分については仕様書等で定めるほか、安全かつ効率的な捕獲を進めるために調整が必要な内容については、受託者と調整の上決定する。

ア 認定鳥獣捕獲等事業者との委託契約締結

事業の実施にあたり、認定鳥獣捕獲等事業者の中から競争原理がはたらくよう入札等により指定管理鳥獣捕獲等事業の委託契約を締結する。

実施の方法や体制、適切な進行と管理、法令遵守、安全確保、捕獲個体の処理や事業の検証を踏まえた実績報告書の作成など、事業を実施する上で必要な事項等を定めた業務仕様書を作成する。

イ 事前調査の実施

事業の受託者は、捕獲等に関する法規制を理解し、当該地域に応じた安全かつ効率的な捕獲方法の検討、時間、場所の確認、安全確保や危険回避のための確認作業の設定を目的とした事前調査を実施する。具体的には、行政機関及び地域住民等への聞き取り調査、実施区域のニホンジカの出没状況等の現地調査、捕獲区域に関する情報収集、法規制や土地所有者等の調査を実施する。

ウ 業務計画書の作成

捕獲業務の実施にあたって、受託者は、業務の実施方法、実施体制、法令遵守、安全管理の方策等を含めた委託契約業務計画を作成し、県は関係機関への説明手順、業務進行管理が適切か確認する。

業務計画書の検討項目は以下のとおりとする。

<項目> 業務の概要、業務の実施位置及び方法、使用する機材、申請及び協議計画、安全管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画等

エ 関係機関との調整

受託者は業務計画書に基づき、事業実施区域の行政機関及び地元住民などに捕獲作業開始前に連絡し、事業の実施概要、実施位置、方法、必要な許可の手続き、緊急時の連絡体制等に関して情報を共有するものとする。

オ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に基づき捕獲作業を実施する。作業開始時及び終了時には打ち合わせを行い、作業内容、連絡体制、報告項目等を確認する。また、銃猟による捕獲作業は、原則として5人以上で行い、わな猟による捕獲作業は原則として2人以上で行う。捕獲個体は、業務仕様書に従い、搬出、確認・報告、処分を行う。また、定められた様式により従事や捕獲の内容を記録する。

・ 錯誤捕獲時の対応

ニホンジカ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は、原則として速やかに放獣する。錯誤捕獲した鳥獣の情報は発注者（県）への共有に努める。放獣体制により、必要に応じて、他機関への申請や調整を行う。なお、指定管理鳥獣であるイノシシの捕獲が想定される場合、受託者は予め捕獲許可を得て、捕獲した場合は適切に処分する。

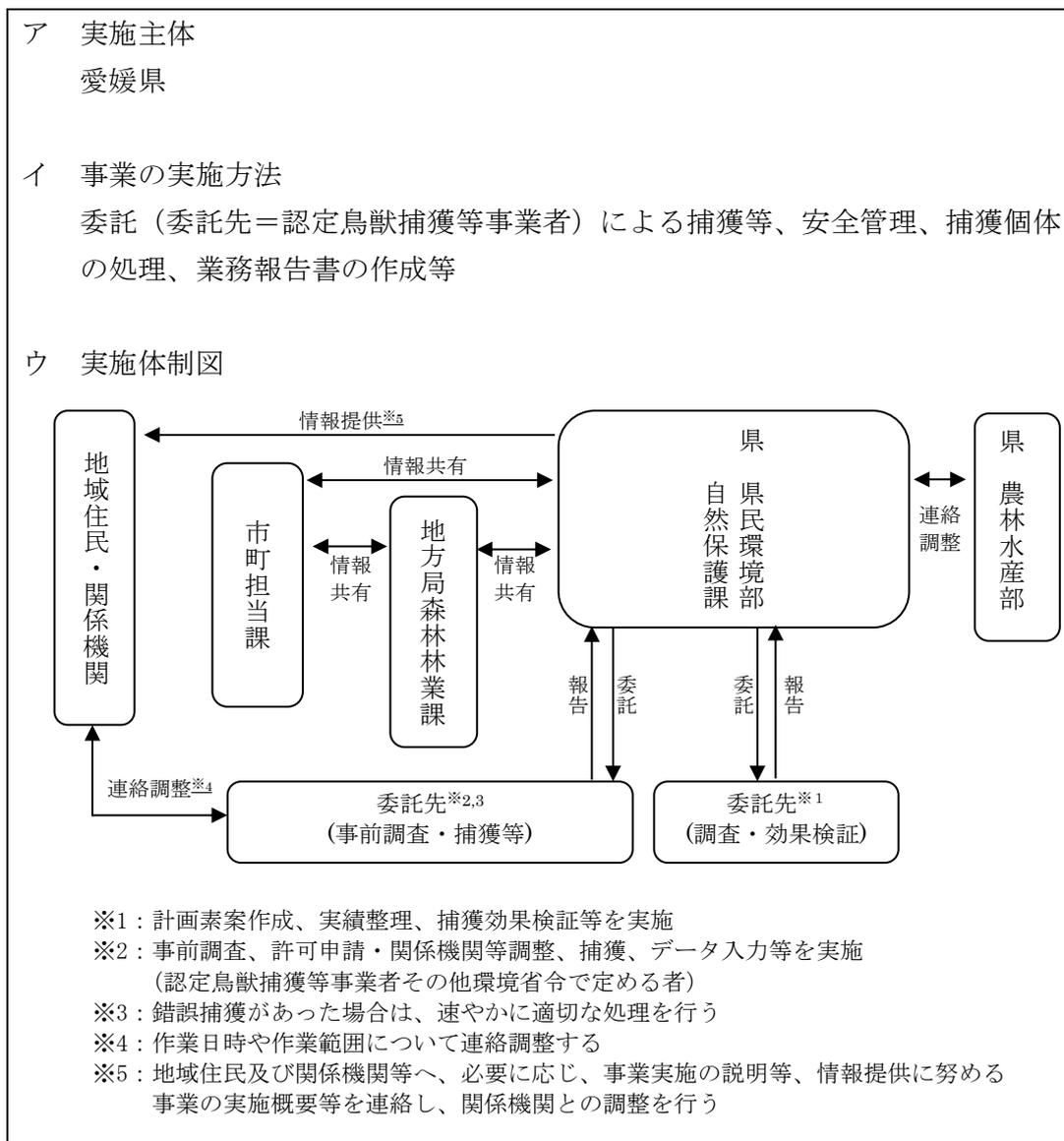
カ 業務報告書の作成

受託者は、業務仕様書に基づき実施した捕獲作業について、自ら捕獲効率の分析等を行い、業務報告書を作成し発注者（県）に提出する。

キ 評価方法

事業の検証は、計画及びそれに対する捕獲実績の評価、効果的な捕獲の評価により行う。具体的には、捕獲頭数、捕獲位置情報、捕獲等の方法を取りまとめ、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標に対する寄与の程度や本事業の効果及び継続可能性について検証し、次期実施計画の策定に反映させることとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

受託者は、業務計画書に定める安全管理計画に従って捕獲事業を進めるように、業務における捕獲事業管理責任者が責務を全うする。捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に情報を共有し、安全管理を徹底する。また、県は、地域住民に対して示す作業日時やその範囲に関する情報を捕獲従事者に指示または報告させ、必要に応じ、市町と共有する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体は、適正に処理する。捕獲個体の搬出、埋設の内容について、受託者と調整のうえ決定し、埋設にあたっては地元住民やハイカーに配慮して、適切に行う。ハイカー等が多い地域で捕獲を実施する場合は、注意喚起の看板を提示するなどして、安全管理に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃刀法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の法令を遵守する。これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し確実に手続きを行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、特に、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、従事や捕獲情報の記録は必ず行う。

事業実施区域において、有害鳥獣捕獲等の捕獲事業が実施されている場合、各事業の目的を達成するため、他県、市町及び鳥獣被害対策実施隊並びに猟友会等の関係機関との協働の取り組みを進める必要がある。そのため、関係機関との情報共有を行うとともに、使用する猟法（銃猟又はわな猟）は、他の捕獲事業と協調性をもって選定する。

(3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。